

## Q&A 覚書の取り交わしとプライバシーポリシーの考え方について

一般社団法人 日本作業療法士協会

2021年11月19日(金)、30日(火)に実施した47士会事務局運用担当者との情報交換会において「会員個人情報に関する覚書（改訂版）の締結」についてご報告させていただきました。

覚書の締結に伴うプライバシーポリシーの法的な取り扱いについて、弁護士に確認いたしましたのでご報告させていただきます。

### Q1、会員情報に関する個人情報保護とはどのような法律ですか？

会員管理を含む個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）には、以下のように規定されています。

- ・個人情報の利用目的を公表（通知）する義務（同法18条1項）
- ・個人データを第三者に提供する際に本人から同意を得る義務（同法23条）

個人情報を取り扱う職能団体もこれらの義務を遵守しなければならないことになります。

### Q2、覚書の締結による協会と士会間の情報のやり取りは「個人データを第三者に提供する場合」に該当しませんか。

協会と士会は、全国組織か都道府県組織かの違いはあるにしても、ほぼ同じ作業療法士を構成員とし、職能の向上とそれを国民の健康と福祉に還元するという同じ目的のために活動している職能団体として、言わば同じ作業療法士団体のグループを構成しています。このような協会と士会の間で行う情報のやり取りは、個人情報保護法第23条第5項第3号「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合」となり、**第三者に該当しません。**

### Q3、覚書の締結にあたり、会員にはどのような同意を得なければならないですか。

Q2のとおり第三者に該当しませんので、**覚書の締結、及び共同利用に会員個人の同意は必要ありません。**  
「個人データを第三者に提供する場合」に該当しなければ、**公表または通知**にて法令上問題ありません。

### Q4、覚書の締結後にはどのような通知や公表を行う必要がありますか。

「会員個人データの共同利用について」

- ・個人データが当該特定の者に提供される旨
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同して利用する者の範囲
- ・利用する者の利用目的及び当該個人データの管理
- ・以上の責任を有する者の氏名又は名称

これらを記載した文書を作成し、**公表**（士会ホームページのプライバシーポリシーに掲載するなど会員が容易に知り得る状態に置く）**または会員に通知**すればよいことになります。

例として日本作業療法士協会の掲載内容もご参照ください。

[会員個人データの共同利用について | 日本作業療法士協会 \(jaot.or.jp\)](https://jaot.or.jp)